



7 住宅用語説明

ふどうさんや 不動産屋

ふどうさん ばいばい みんかん ちんたいじゅうたく ちゅうかい おこな みせ
不動産の売買や、民間の賃貸住宅の仲介などを行う店。

やちん 家賃

か じゅうたく げつ ちんりょう まいつき まえ つき よくげつ つぎ つき ぶん しはら さいしよ
借りる住宅の1カ月の賃料。毎月、前の月に翌月(次の月)分を支払います。このため、最初はその
じゅうたく ひっこ つき やちん よくげつぶん げつぶん しはら やちん つうじょう ぎんこうこうぎ ひ お
住宅に引越す月の家賃と、翌月分の2カ月分を支払うこととなります。家賃は通常、銀行口座引き落とし
ぎんこう ふりこ
です。銀行へ振込むことなどもあります。

かんり ひ きょうえきひ 管理費・共益費

す ひと きょうどう つか ばしょ かいだん ろうか せつび かんり でんきだい だい
住んでいる人たちが共同で使う場所(階段や廊下など)や設備の管理、電気代、そうじ代などにかかるお
かね やちん べつ しはら
金。家賃とは別に支払います。

しききん 敷金

か ひと けいやく やぬし いえ しょゆうしや あず かね やちん げつぶん あず か
借りる人が契約をするときに、家主(家の所有者)に預けるお金。家賃の1~3カ月分を預けます。借りた
ひと あたら いえ ひっこ やちん はら か じゅうたく こわ よご
人が新しい家へ引越すとき、家賃を払っていないかたり、借りていた住宅を壊したり、汚したりしたときの
しゅうり つか のこ かね かえ
修理のために使われます。残ったお金があれば返されます。

れいきん 礼金

けいやく やぬし れい しはら かね やちん げつぶん へんきん
契約したときに、家主にお礼として支払うお金。ふつう、家賃の1~2カ月分で、返金されません。

ちゅうかいてすうりょう 仲介手数料

へ や ちゅうかい ふどうさんや しはら てすうりょう やちん げつぶん しはら
部屋を仲介してくれた不動産屋に支払う手数料。ふつう、家賃の1カ月分を支払います。

そんがいほけんりょう 損害保険料

けいやく かざい そんがいほけん かにゆう ひつよう ばあい しはら ほけん しゅるい
契約をするときに、家財などの損害保険に加入する必要がある場合に支払います。保険の種類によっ
かさい みずも そんがい ほしょう
て、火災や水漏れなどの損害が補償されます。



けいやくこうしんりょう

契約更新料

じゅうたく か けいやくきかん ねん ねんた けいやく やぬし やちんやく げつ
住宅を借りる契約期間は、ふつう 2年です。2年経ってまた契約をするときには、家主から家賃約1ヵ月ぶん こうしんりょう せいきゅう
分の更新料を請求されることがあります。

れんたいほしようにん

連帯保証人

か ひと やちん しはら か せきにお おお ひと おお ばあい にゆうきよ
借りた人が家賃などを支払えなくなったときに、代わりに責任を負ってくれる人のこと。多くの場合、入居
もうしこみじ ひつよう ほしようにん ほしようにんだいこうがいしや りよう ばあい
申込時に必要です。保証人がいないときは、保証人代行会社を利用できる場合もあります。

ちやうないかい じちかい

町内会・自治会

ちいき す じゅうみん そしき やくしよ し まわ かいらんぼん ぼうさいくんれん まつ
その地域に住む住民の組織。役所などからのお知らせを回す回覧板や防災訓練などのほか、お祭りな
じゅうみんどうし こうりゅうかつどう かいひ つき えんていど せいきゅう
ど住民同士の交流活動をしています。会費(月300円程度など)を請求されることもあります。

どうきよしや

同居者

か じゅうたく どうきよ ひと ばあい けいやくじ やぬし とど とどけで ひと どうきよ
借りる住宅に同居する人がいる場合は契約時に家主に届けることになっています。届出のない人を同居
たいきよ ばあい
させると、退去させられる場合があります。